

大山崎町教育委員会議事録

—令和6年 教育委員会4月定例会—

大山崎町教育委員会

令和6年 教育委員会4月定例会 議事録

1. 日 時 令和6年4月24日(水)
開会 午前10時00分 閉会 午前10時23分
2. 場 所 大山崎町役場 3階 中会議室
3. 議 事
日程第1 前回会議録の承認について
日程第2 諸報告について
日程第3 (第28号議案) 教育財産の取得の申出について
日程第4 (第29号議案) 教育財産の取得の申出について
日程第5 その他
4. 出席委員
教 育 長 馬 場 信 行
教育長職務代理者 南 顕 融
委 員 吉 川 栄 一
委 員 宮 本 佳 子
委 員 湊 田 瑞 希
5. 欠席委員
なし
6. 事務局
教育次長、学校教育課長、生涯学習課長兼文化芸術課係リーダー、生涯学習課担当課長兼中央公民館長、生涯学習課参事兼歴史資料館長、学校教育課主幹兼学校教育係リーダー(書記)、生涯学習課生涯学習課生涯学習・スポーツ振興係リーダー、体育館館長
7. 傍聴者
なし

会 議 内 容

- 教育長 それではただ今から、令和6年大山崎町教育委員会4月定例会を開会いたします。
- 本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりです。
- では、日程に入ります。
- 日程第1、前回会議録の承認についてを議題といたします。
- 前回の会議録につきましては、既に各委員に署名をいただいておりますので、承認することといたします。
-
- 日程第2、諸報告についてを議題といたします。
- まず、私から報告いたします。
- 【教育長諸報告事項について説明（資料のとおり）】
- 次に、各所管課分の報告をお願いいたします。
- 事務局 【学校教育課事業について説明（資料のとおり）】
- 事務局 【生涯学習課事業（生涯学習・スポーツ振興係、文化芸術係、中央公民館、歴史資料館、大山崎町体育館）について説明（資料のとおり）】
- 教育長 ありがとうございました。
- ただ今の報告で、委員の皆様から質疑等がございましたらご発言ください。
- 委員 放課後児童クラブの指導員不足等の報告を受けていたと思うのですが、その後の状況と放課後マイプレイスの利用状況を教えてくださいませんか。
- 事務局 放課後児童クラブの指導員については、現在も欠員が出ている状況で、人材派遣の委託業者にも協力を呼びかけておりますが、完全に整っているとはいえない状況です。
- 放課後マイプレイスの状況については、3月末までは、大山崎小学校で1日平均5名、第二大山崎小学校で2名程度でございましたが、4月以降、大山崎小学校で1日平均13名前後、第二大山崎小学校で1日平均6名前後の利用がございました。累計では、大山崎小学校で約150名、第二大山崎小学校で約47名が利用しております。
- 委員 放課後児童クラブで、第二大山崎小学校では、1年生が多く、4年生1人あたりが受け持つ子どもたちが多くて、大変だという声をお聞きしており、1年

生で初めて通所している子どもたちは、1人あたりのスペースがとても狭くストレスをため、疲れて帰宅するとお聞きしています。例年、4月はそういう状況なのですか。それとも、今年児童数が増えたので、より厳しい状態になっているのですか。

指導員も不足しているということなので、その辺をお聞かせいただけますか。

事務局

でっかいクラブについては昨年度より増加しておりますが、他のクラブも平均5名程度増えております。また、4月は、毎年1年生が入所する時期でもあり、例年混乱する時期であると認識しております。

1人あたりの面積が狭いことについては、人数も増えておりますので、ご指摘のとおりと思っております。

対策としましては、子どもの数が増えており、民間の放課後児童クラブも建設されますので、今年度そちらにも通所していただくことに期待しており、1人あたりの面積が増えるように取り組んでいければと考えております。

委員

民間の施設については、検討された方もおられるみたいですが、費用の負担が大きいかとお聞きしており、町からの補助は考えておられますか。

事務局

現時点では、国と府と市町村からそれぞれ運営補助金を支出することとしております。それは、国の定めた基準どおりの金額で、そこから民間放課後児童クラブで必要な経費を、町で言いますと保護者協力金、一般的には保育料の設定をされます。既に公開されていると思いますが、民間では一律の金額になってしまいます。

町内にもう1か所民間の放課後児童クラブが4月から開設されており、それぞれの保育内容や食事やおやつ提供等を踏まえて保育料の設定をされますので、そこに対して更に何か基準外での補助をする予定はございません。

ただ、当然民間でも公立でも同じ大山崎町のお子さんであることにはかわりありませんので、そこに何か余程の不平等があるという状況であれば、検討する必要があると思っております。

現時点では、基準どおりの運営補助金を支出することで民間放課後児童クラブの運営者の方と話ができております。

教育長

他にございますか。

質疑もないようですので、これをもって諸報告を終わります。

次に、日程第3、(第28号議案)教育財産の取得の申出についてを議題といたします。

本件について、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、第 28 号議案、教育財産の取得の申出について、ご説明申し上げます。

資料の 10 頁をご覧ください。

本件は、令和 4 年度から 5 年度にかけて整備いたしました大山崎小学校給食棟につきまして、町長に対して教育財産の取得を申し出るものであります。

大山崎小学校給食棟につきましては、小学校敷地内に所在し、構造等は鉄骨造 1 階建て、面積は 327.29 m²であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 2 項では、地方公共団体の長は、教育委員会の申し出を待って、教育財産の取得を行うこととなっていることから、提案するものであります。

ご審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長

それでは、ただ今、事務局から説明がありました第 28 号議案に対する質疑を行います。

質疑を終結いたしまして、討論を行います。

討論を終結いたしまして、採決を行います。

(第 28 号議案) 教育財産の取得の申出について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第 28 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第 4、(第 29 号議案) 教育財産の取得の申出についてを議題といたします。

本件について、事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、第 29 号議案、教育財産の取得の申出について、ご説明申し上げます。

資料の 11 頁をご覧ください。

本件は、5 年度に整備いたしました第二大山崎小学校給食棟につきまして、町長に対して教育財産の取得を申し出るものであります。

第二大山崎小学校給食棟につきましては、小学校敷地内に所在し、増築部分の構造等は鉄骨造1階建て、面積は83.52㎡であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項では、地方公共団体の長は、教育委員会の申し出を待って、教育財産の取得を行うこととなっていることから、提案するものであります。

ご審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長

それでは、ただ今、事務局から説明がありました第29号議案に対する質疑を行います。

質疑を終結いたしまして、討論を行います。

討論を終結いたしまして、採決を行います。

(第29号議案)教育財産の取得の申出について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

したがって、第29号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、その他を議題といたします。

事務局から、特段の報告事項はないとのことですので委員の皆さんからご発言がありましたら、お願いいたします。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和6年大山崎町教育委員会4月定例会を閉会いたします。

大山崎町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年4月24日

教 育 長 署 名 _____

教育長職務代理者 署 名 _____

委 員 署 名 _____

委 員 署 名 _____

委 員 署 名 _____

書 記 署 名 _____